

仕 様 書

公立大学法人京都市立芸術大学
(移転整備室)

件 名	京都市立芸術大学食堂食器類の調達について
契約条件	<ol style="list-style-type: none">1 調達物品等 別紙1のとおり ※ 同等品の入札を希望する場合、別紙1の仕様を全て満たすものとし、事前に本学の承認を得ること。2 納入場所 京都市立芸術大学 E棟1階（食堂予定場所）3 納入に関する条件<ol style="list-style-type: none">(1) 納入期限 ・ 令和7年3月15日までに納入すること。 ※納入日時は事前協議とする。(2) 納入作業<ul style="list-style-type: none">・ 納入スケジュールについては、本学担当者と受託者が十分に協議の上、決定するものとする。・ 円滑に納入作業が行えるように、本学担当者と受託者との連絡体制を構築すること。・ 納入後に不良品を発見した場合は速やかに交換すること。・ 物品の梱包、納入に伴って発生した廃材等は、全て受託者が持ち帰り処分すること。・ 各種取扱説明書、保証書等を取りまとめた上で、本学担当者へ引き渡すこと。(3) 検収<ul style="list-style-type: none">・ 納入後、本学担当者による検査を実施することとする。・ 検査に合格した時に納入が完了したものとする。4 支払条件 支払いは検収完了後、受注者による適法な請求書に基づき、受注者の請求日の属する月の翌月末日までに、振込により支払う。5 その他<ol style="list-style-type: none">(1) 入札条件等<ul style="list-style-type: none">・ 本仕様書に記載されていない事項または解釈に疑義のある事項には、指定期日までに質問書による確認を行うこと。・ 本仕様書に記載された要件は、原則として、すべて実現するべきものであるが、質問書による回答にて本学がこれを了承した場合は、回答要件を仕様と読み替える。・ 調達物品等について、納入時に本仕様書で指定しているものより、品質及び性能等が上回る場合は、これを妨げるものでない。ただし、本学担当者に速やかに報告し、事前協議のうえ、納入する物品を決定すること。・ 物品の生産終了等の諸事情により指定の物品が調達できない場合

は、本学担当者に速やかに報告し、事前協議のうえ、納入する物品を決定すること。

- ・ 搬入に係る一切の費用については、契約金額に含む。

(2) 情報の管理

- ・ 受注者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法及び個人情報保護法等の関連法規を遵守すること。
- ・ 受注者は、本業務において取り扱う情報の漏洩、改ざん及び滅失等が発生することを防止する観点から、情報等の管理を適正かつ厳格に行うこととし、万一、情報の漏洩、改ざん及び滅失等が発生した場合は、本学担当者に顛末を報告するとともに、可及的速やかに対応を講じること。
- ・ 受注者は、本学担当者の許可無く業務の遂行を通じて知り得た情報等を学外へのデータ持ち出してはならない。
- ・ 受注者は、業務の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

なお、本仕様書に記載のない事項については、本学担当者と受託者が協議を行い決定する。